

■ 介護予防・生活支援サービスの推進

単身または夫婦のみの高齢者世帯や認知症高齢者が増加する中、高齢者が地域で生きがいを持ちながら生活を継続していくためには、医療、介護サービスの提供のみならず、見守りや安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除など、多様な生活支援サービスや高齢者の社会参加の場の提供が必要となっています。

さらに、今般の法改正では、要支援者を対象とした訪問介護と通所介護を、市町村が地域の実情に応じて取り組む地域支援事業に移行し、多様なサービスを総合的に提供する「介護予防・生活支援サービス事業」として、平成29年4月までにすべての市町村で取り組むこととされています。

本市においては、現在、社会福祉協議会が町会単位で設置している在宅福祉委員会により、安否確認や家事援助などの支援サービスが提供されておりますが、今後は、こうした地域団体をはじめ、NPOやボランティアなどの多様な事業主体と連携しながら、多様な生活支援サービスの提供体制を整備していくことが重要であり、まずはその準備段階として、新たな担い手の発掘や育成など、支援体制の構築に向けた取り組みを平成27年度から進め、平成29年4月までに介護予防・生活支援サービス事業に取り組みます。

(具体的な施策)

○ 介護予防・生活支援サービス事業

介護サービス事業者による現行の訪問介護・通所介護に相当するサービスのほか、新たな担い手による多様な生活支援サービスを提供する訪問型・通所型サービスと、栄養改善を目的とした配食、定期的な安否確認・緊急時対応等のサービスがあります。

